

平成21年2月公表
「熊本県財政再建戦略」から抜粋

歳入・歳出改革を踏まえた

「中期的な財政収支の試算」

(「熊本県財政再建戦略」に記載した取組みを行った場合の試算)

この「中期的な財政収支の試算」は、国の地方財政対策や制度改正の動向、並びに本県税収見込等を加味し、平成21年度当初予算を基礎としつつ、財政再建戦略で取り組む歳入・歳出改革を踏まえ、一定の前提を設定した上で試算を行いました。

この試算によれば、平成24年度までにはおおむね財源不足額が解消することが見込まれています。

しかしながら、世界同時不況の影響により、日本も景気後退局面に入っており、本県においても、企業の景況感が幅広い業種で悪化するなど影響が及んできています。

景気の後退に伴い、県税収入が激減するなど、県財政を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえると、今後、国に対して地方税財源の充実・確保を要請していく中であっても、地方財政の先行きは不透明であり、財源確保も予断を許さない状況にあります。

県財政は、社会経済情勢の変動や新たな行政需要の動向等に影響されやすく、正確に予想することは困難です。このため、この試算は将来の予算編成を拘束するものではありません。また、試算は誤差を伴っており、幅を持って見る必要があります。先の期間になるほど、不確定な要素が多くなることにも留意する必要があります。

今後は、今回の試算を踏まえ、財政再建戦略に掲げた方策を着実に実施していくとともに、社会経済情勢の動向等を見極めながら、引き続き予算執行面での努力や毎年度の予算編成過程における更なる見直しなど、行財政改革を継続していく必要があります。

【 試算の前提 】

区 分	概 要
推 計 期 間	平成21年度～平成24年度(4年間)
対 象 会 計	普通会計(一般会計に公営企業会計以外の特別会計を加えたもの全て)
経 済 成 長 率	経済成長率は考慮しない

○推計の考え方(平成21年度は当初予算)

【歳出】

1 義務的経費	
人件費	給与、退職手当等の所要額を勘案して決定
公債費	○ 既に借り入れている分については、償還計画により算定 ○ 新たに借り入れる分については、発行見込額を基礎に理論計算
扶助費	○ 今後の伸びに制度改正等を加味して推計した所要見込額
2 投資的経費	○ 補助・単独投資は、見直し方針に沿って抑制 ○ 新幹線建設事業費負担金は所要見込額 その他は、平成21年度と同額
3 その他の経費	○ 一般行政経費は、見直し方針に沿って抑制 ○ 法定負担金等や選挙関係経費など特別分は所要見込額

【歳入】

1 一般財源	原則として平成21年度と同額
県税	○ 県税の伸びは考慮しない
地方譲与税	
地方交付税	○ 平成20年度税制改正に伴う制度改正等を加味
臨時財政対策債	
その他の一般財源	○ 平成21年度と同額
2 県債 (臨時財政対策債を除く)	○ 新幹線関係や退職手当債などは所要見込額。その他、投資事業は適債事業及び起債充当率を勘案して推計
3 国庫支出金・その他	
分担金・負担金	○ 新幹線関係など特別分を除き平成21年度と同額
使用料・手数料	○ 変動要因があるものについては所要見込額。その他は平成21年度と同額
国庫支出金	○ 平成21年度予算におけるシェアを事業費に連動して計上
その他の歳入	○ 特別分を除き過去の推移、各歳出項目ごとの財源充当の状況を勘案して推計

【中期的な財政収支の試算】(歳入・歳出改革に取り組んだ場合)

【歳出】 (普通会計 単位:億円)

区分	H21	H22	H23	H24
1 義務的経費	4,224	4,194	4,197	4,219
人件費	2,228	2,181	2,148	2,142
扶助費	755	782	806	828
公債費	1,241	1,231	1,243	1,249
2 投資的経費	1,561	1,336	1,176	1,185
3 その他の経費	1,415	1,419	1,388	1,319
計 ①	7,200	6,950	6,761	6,723

【歳入】

区分	H21	H22	H23	H24	
1 県税、地方交付税等(臨財債含) (一般財源)	4,394	4,394	4,394	4,394	
2 県債(臨財債、行革債除く)	794	629	535	530	
3 国庫支出金、その他	1,819	1,736	1,650	1,619	
計 ②	7,007	6,760	6,579	6,543	
財源不足額(②-①) ③	▲ 193	▲ 190	▲ 181	▲ 180	
通常の財 源対策	行政改革推進債	50	40	30	30
	繰越金等の活用	143	140	140	140
	合 計 ④	193	180	170	170
改革取組み後の 財源不足額 (③+④) ⑤	0	▲ 10	▲ 11	▲ 10	
財政調整用4基金	53	53	53	53	

(備考)

- 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- 「財源不足額」は、行政改革推進債等の充当前の数字である。
- 「一般財源」は、県税(地方消費税清算金を含む。)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税(臨時財政対策債を含む。)及び交通安全対策特別交付金の合計額をいう。
- 「扶助費」には、市町村に交付する扶助費的な補助費も含む。

